

平成 31 年度旭川市食品衛生監視指導計画の実施結果（概要）

1 食品関係施設の監視指導

重点監視や夏期・年末一斉監視，通常監視等を通して食品関係施設に立ち入り，施設の衛生状態や食品の取扱い状況などについて監視を行うとともに，違反や不備が確認された施設については，改善を指導しました。

なお，計画に対する実施率は，99.9%でした。

| 許可等件数 | 立入計画回数 | 立入実施回数 ^{※1} | 違反件数 ^{※2} |
|-------|--------|----------------------|--------------------|
| 7,350 | 1,052 | 1,051 | 1 ^{※3} |

※1 立入頻度の設定がない施設については，食中毒等の発生状況を考慮し更新時期に実施（実施回数：2,003〔違反件数^{※2}：3^{※3}〕）

※2 行政処分又は書面による行政指導を行ったもの

※3 食中毒の発生に伴い，営業停止処分を行ったもの

2 と畜検査

と畜場に搬入された牛や豚等の家畜を対象に，と畜検査を実施し，疾病にかかっている家畜について全部廃棄などの処分を行いました。

| と畜検査頭数 | 全部廃棄頭数 | 一部廃棄頭数 |
|--------|--------|--------|
| 81,825 | 1,045 | 38,151 |

3 食品等の収去検査

市内で生産，製造，加工される食品及び流通食品を収去し，細菌や食品添加物，残留農薬，動物用医薬品，放射性物質等の検査を行いました。

検査の結果，平成 31 年度は，違反は確認されませんでした。

なお，計画に対する実施率は，83.0%でした。

| 収去計画数 | 収去検体数 | 違反件数 [※] |
|-------|-------|-------------------|
| 440 | 365 | 0 |

※ 行政処分又は書面による行政指導を行ったもの

4 食中毒の発生状況

平成 31 年度は，12 件の食中毒が発生し，このうち原因施設が特定された 4 件については，営業停止の行政処分や施設の改善指導，従事者への衛生教育等を行い，再発の防止を図りました。